

WG	主務府省	法人名	主な業務	常勤職員数(人) (注1)	H23 予算(億円) (注2)	国の財政支出(億円) (注3)	WGにおける主な議論
1WG	総務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	・旧日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を管理し、これらに係る債務を履行すること	40	185,943	-	1) 業務運営の効率化及び経費の縮減を図る観点から、組織の在り方について役職員数を含め、計画的かつ不断の見直しを行うべきではないか。 2) 郵便貯金・簡易生命保険の監督に関する業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査の実施方策を見直す余地があるのではないか。 3) 郵便貯金・簡易生命保険の早期受取を促進するため、費用対効果を検証のうえ、効果的な広報活動を行うべきではないか。 【基本方針 03】(組織体制の整備) ○業務の実施体制について全般的な検証を行い、業務を効率化する。
	外務省	国際協力機構	・開発途上地域に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施 ・開発途上地域の住民を対象とする国民等による協力活動の促進	1,711	15,575 (注4)	2,116	1) 政府開発援助事業(技術協力事業、有償資金協力事業及び無償資金協力事業)については、これまでの要請主義による事業の実施ではなく、国・地域ごとの開発課題の把握・分析の更なる強化等により、より効率的・効果的に事業を実施すべきではないか。 2) 国際協力機構の組織については、役員組織及び本部組織のスリム化などにより、より効率的・効果的な業務実施体制とする観点から見直しの余地があるのではないか。 3) 国内の定員が在外の定員を大幅に上回っている現状を踏まえ、現場主義の強化の観点から、国内定員の更なる在外へのシフト、現地職員の新採用などの措置を講ずるべきではないか。 4) 海外事務所については、連携促進及び利用者の利便性向上の観点から、在外機関間において共用化に向けた連絡会を設置する等により、共用化を促進すべきではないか。 【基本方針 01】(技術協力(研修員受入れ)) ○我が国の国内において実施する研修員受入事業については、以下の事項に取り組むことで経費を縮減するとともに、従前の事業実施による効果を検証し、抜本的な見直しを行う。 ・国際協力機構が実施する研修コースについては、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づくものに限定する。 ・修士又は博士の学位取得を目的とした長期の研修は実施しない。 ・短期の日本語研修及び国内研修旅行の縮減等により、研修期間を短縮する。 ・国別研修については、先方政府と研修の費用負担等について協議し、有償による実施の拡大を図る。 【基本方針 04、05】(有償資金協力、無償資金協力) ○新たに設置される第三者機関の議論を十分踏まえ、適正な案件形成を図る。また、事後評価の質を向上させる。 【基本方針 06】(国民等の協力活動の促進及び助長(青年海外協力隊及びシニアボランティア)) ○青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下の事項に取り組むとともに、相手国の派遣要請との不整合を解消するため、派遣効果、隊員の活動実態等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制等について抜本的な見直しを行う。 ・資格、専門的知識・能力又は実務的経験が不要な案件の募集を行わない。 ・経済・社会の発展に対する効果が小さいと見込まれる文化交流的な案件の募集を原則として行わない。 ・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。 【基本方針 08】(海外移住者に対する援助、指導等) ○日系人の日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒研修については、国際交流基金への移管により事業効率の向上が確保できないかを精査し結論を得る。 【基本方針 19】(海外事務所の見直し) ○ODA 卒業国となる国以外の海外事務所についても、個々の必要性等を検証し統廃合を検討するとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。 【基本方針 21】(国際センター) ○国際センターについては、まず、大阪国際センターと兵庫国際センターを統合する。札幌国際センターと帯広国際センターについては、管理部門を統合し、北海道における研修員受入事業の在り方及び各施設の活用について地元自治体・関係者との調整に着手し、その調整の上で統合する。東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業の在り方、移住資料館の扱い、施設の稼働率等を踏まえ、統合を検討していく。 【基本方針 31】(業務運営の効率化等) ○本部事務所、研究所等については、全体規模の縮減を図り、本部機能の一部を研究所に移し、研究所の業務との一体化・効率化を図るとともに、本部事務所の管理運営に要する経費を可能な限り縮減することにより、効率的な業務運営体制を確保し、引き続き一層の経費縮減を図る。

					<p><平 18 の勧告の方向性> 移住者の子弟や日系人の日本語教師に対して行われている日本語研修事業については、民間や他の公的機関でも同種事業が行われていることから、機構で実施する必要性を検証し、廃止を含めた抜本的な見直しを行うよう指摘。</p> <p><平 18 の勧告の方向性> 国内人員が在外人員を上回っている現状を踏まえ、現場主義の強化を図る観点から、国内人員の在外へのシフト等在外強化の取組を一層促進するよう指摘。</p>	
	国際交流基金	<ul style="list-style-type: none"> ・国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい ・海外における日本研究に対する援助及びあっせん、日本語の普及 ・国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん 	213	181	130	<p>1) 法人の組織や人員については、文化芸術交流事業（国内事業）は原則実施しない等、基本方針において、法人の複数の事業が廃止等とされたことを踏まえ、合理化や削減の余地があるのではないかな。</p> <p>2) 業務の効率化及び重点化並びに重複排除の観点から、文部科学省、他独立行政法人等との役割分担について、明確にすべきではないかな。</p> <p>3) 海外事務所については、連携促進及び利用者の利便性向上の観点から、在外機関間において共用化に向けた連絡会を設置する等により、共用化を促進すべきではないかな。</p> <p>【基本方針 01】（海外日本語教育、学習への支援及び推進） ○関西国際センターが実施している日本語研修については、アジアユースフェローシップ（高等教育奨学金訪日研修）の廃止、在日外交官研修プログラムの廃止等により事業規模及び国費負担を縮減する。 ○日本語国際センターが実施している海外の日本語教師に対する日本語研修については、博士課程プログラムの新規採用休止、修士課程プログラムの新規採用半減等により、事業規模及び国費負担を縮減する。</p> <p>【基本方針 03】（文化芸術交流の促進） ○文化芸術交流事業については、原則として国内事業は実施しない。</p> <p>【基本方針 04】（国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流の担い手のへの支援） ○国内において実施する国際文化交流の担い手への支援を目的とする地域交流事業は廃止する。</p> <p>【基本方針 09、10】（事務所等の見直し） ○北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際観光振興機構の事務所との共用化等を図る。 ○北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。</p>
	日本貿易保険	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易・投資など対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業 	130	410	-	<p>1) 貿易再保険特別会計の廃止に伴う法人の在り方の検討に当たっては、国が最終的なリスクを負う仕組みが必要か。また、国が政策的に重要であると判断した事業について、法人が保険引受けのリスクが高いと判断した場合には、それを調整する仕組みが必要か。</p> <p>2) 日本貿易振興機構や国際協力銀行との連携を強化することにより、国際競争力を高める戦略を考えるべきではないかな。</p> <p>【基本方針 06】 ○平成 22 年 10 月の事業仕分け結果（「特別会計の廃止（国以外の主体に移管）」、「国家の保証等国の関与を確保」、「移行のための適正な経過期間」及び「組織としては独立行政法人日本貿易保険に一体化」）を踏まえ、特別会計の枠組みの在り方における新たな制度設計の中で、本法人の在り方について全般的な見直しを行う。その際、貿易保険の利用者に不便が生じないよう対応する。</p> <p>【基本方針 01】（貿易保険事業） ○民間事業者への販売委託や民間保険との協調保険といった取組の推進に加え、平成 23 年度を目途に導入する新たな取組を検討し、取引信用保険分野において民間事業者が事業機会を拡大するための環境を整備する。 ○中小企業関係機関等との連携を強化し、地方の中小企業が貿易保険を利用する上での利便性を向上させる。</p>
2WG 経済産業省	原子力安全基盤機構	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務 ・原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価に関する業務 ・原子力災害の予防及び拡大の防止並びに原子力災害の復旧に関する業務 ・エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する調査、試験、研究及び研修に関する業務 ・エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務 ・上記に関する附帯業務 	426	216	201	<p>今後、原子力政策の見直しの検討等が予定されているが、当法人の事務・事業の見直し作業に当たっては、以下の点を中心に検討を進めるべきではないかとの意見があった。</p> <p>1) 現中期目標期間における目標の達成状況について、十分な検証を行うとともに、事務・事業の見直しに当たっては、重点化と必要性の検討が必要ではないかな。組織の検討とは切り離して事務・事業見直しの検討作業を行うべきではないかな。</p> <p>2) 原子力の安全に関する業務を行っているのであれば、最悪の事態が発生した場合を考えて、被害を最小限にとどめるような工夫をしておく” fail safe” の思想が必要ではないかな。</p> <p>3) 今後、安全規制の重要性が高まることを踏まえ、安全基準・指針に的確に反映できるような研究課題の選定方法と成果の公表方法等について検討すべきではないかな。</p> <p>4) 今後数年間で多くの技術系職員が退職する年齢構成となっているため、特殊性・専門性の高い原子力分野における人材の確保（海外との人事交流を含む）と後継技術系職員の育成に取り組むことが必要ではないかな。</p>

						<p>(留意事項)</p> <p>※「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」が設置(5/24閣議決定)され、当該委員会においては、従来の原子力政策からの「独立性」、国民や国際社会に対する「公開性」、技術的な問題のみならず制度的な問題まで含めた検証が行われることとなっており、年内に中間とりまとめが予定されている。</p> <p>※「原子力安全に関する IAEA 閣僚会議における日本国政府の報告書」(6/7 原子力災害対策本部)において、「原子力安全・保安院を経済産業省から独立させ、原子力安全や各省も含めて原子力安全規制行政や環境モニタリングの実施体制の見直しの検討に着手する」としている。</p>
3WG	文部科学省	<p>科学技術振興機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新技術の創出に資する研究及び企業化に向けた開発 ・科学技術に関する情報の流通促進・研究開発の交流支援 ・科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進 	1,494	1,178	1,050	<p>1) 法人のミッションを踏まえ、研究領域や研究総括等の選定プロセスの一層の透明化を図る観点から、選定手順や選定理由を更に具体的に明らかにするとともに、それらの選定が適切であったかどうかの事後評価の徹底を図るべきではないか。</p> <p>2) 機構の保有する特許について、その費用が収入を大幅に上回っていることから、特許収入につながる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減と技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図るべきではないか。</p> <p>3) 事務・事業の廃止・縮小（例えば、都内事務所の統廃合、地域イノベーション創出総合支援事業の廃止、科学技術文献情報提供事業の民営化、競争的資金の大括り化に伴う事業運営の効率化等）に伴い、事業運営の一層の効率化を図る観点から、人員の計画的合理化等を確実に実施すべきではないか。</p> <p>【基本方針 01～04】（新技術創出研究事業、新技術の企業化開発事業、国際研究交流事業、科学コミュニケーションの推進事業）</p> <p>○政府における総合科学技術会議の在り方に関する見直しと並行して、事業の優先度を明確化し、重点化を行う。特に、地域イノベーション創出総合支援事業については平成 25 年度末までに、理科支援員等配置事業については平成 24 年度末までに廃止する。</p> <p>また、競争的資金制度の大括り化を徹底させ、トップダウン型の競争的資金制度を統合する中で事業運営を効率化する。平成 23 年度予算については、平成 22 年 11 月の事業仕分けの結果を踏まえ、競争的資金制度全体の要求の縮減の中で適切に対応する。</p> <p>【基本方針 05】（科学技術情報流通促進事業）</p> <p>○科学技術文献情報提供事業については、平成 23 年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成 24 年度中に民間事業者によるサービスを実施する。</p> <p>○科学技術情報連携活用推進事業、電子情報発信・流通促進事業、技術者継続的能力開発事業、研究者人材データベース構築事業、バイオインフォマティクス推進センター事業については、一層の効率化を図り、事業規模を縮減する。</p> <p>【基本方針 08～11】（事務所等の見直し）</p> <p>○二番町事務所等 7 事務所については、平成 23 年度を目途に集約化し、コストを縮減する（年間 1.6 億円以上のコストダウンを実現する）。</p> <p>○パリ、北京の海外事務所を他の研究開発法人と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を更に進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。</p> <p>○イノベーションランチ岐阜を廃止する（22 年 9 月）。</p> <p>○全国 19 か所に立地するイノベーションプラザ等について、自治体等への移管等を進め、廃止する。</p> <p>【基本方針 13】（組織体制の整備）</p> <p>○間接部門を整理統合することにより経費の縮減を図るとともに、その他の部門についても統合による効率化を図る。</p>
4WG	国土交通省	<p>自動車事故対策機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車運送事業者の運行管理者に対する指導講習 ・事業用自動車運転者に対する適性診断 ・自動車事故被害者の治療養護施設の設置・運用、介護料の支給 ・事故被害者・遺児への貸付 	334	141	107	<p>1) 安全指導業務について、適性診断事業及び指導講習事業の民間参入を促進するため、民間参入の障壁となる要因の分析を行った上で、民間事業者へのノウハウの提供など、民間事業者への支援を行うべきではないか。</p> <p>2) 全国 50 箇所に置かれている支所について、適性診断事業の電子化を実施していること、安全指導業務の民間参入を進めていること等に鑑み、組織・人員の効率化・合理化を進めるべきではないか。</p> <p>3) 療護センターで得られた知見・成果について、他の医療機関等において最大限に活用する観点から、知見・成果の普及促進に向けた取組を一層進めるべきではないか。</p> <p>【基本方針 02】（安全指導業務）</p> <p>○適性診断事業及び指導講習事業については、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間への業務移管を進める。</p> <p>具体的には、適性診断事業については、更に民間参入を拡大するための目標を策定し、自治体の協力も得つつ、民間への業務移管を進める。</p> <p>指導講習事業については、自治体の協力も得つつ、民間参入を促進するための取組を行い、民間への業務移管を進める。</p> <p>【基本方針 04】（事務所等の見直し）</p> <p>○経費削減の観点から、事業規模に応じた賃借料の削減の取組を進めるとともに、安全指導業務における民間参入の状況に応じて、支所の合理化を進める。</p> <p><平 18 の勧告の方向性> 療護センターの知見・成果の普及促進について指摘</p>

		住宅金融支援機構	<ul style="list-style-type: none"> ・民間金融機関の供給する長期・固定金利の住宅ローンを買取り、機構で証券化し、MBS（不動産担保証券）として投資家等に発行する業務（証券化支援業務） ・民間金融機関の住宅ローンの保険を引き受けることにより、住宅ローンの供給を支援する業務 ・災害復興住宅融資等の政策上重要で民間金融機関では対応困難なものについての融資する業務 	923	106,332	1,007	<p>1) 独立行政法人化後の主要業務である、証券化支援業務は、事業計画（戸数、金額）と実績が乖離している。このような状況を踏まえ、事業計画の阻害要因を分析し、業績の向上を図るための方策を検討すべきではないか。</p> <p>2) 業務の中心業務が一般への直接融資から証券化支援業務への移行に伴い、事務事業の一層の効率化を図る観点から、組織・人員（支店、コールセンター等について）の計画的合理化を確実に実施すべきではないか。</p> <p>3) 住宅融資保険事業、住宅融資貸付事業及び住情報提供事業について一部を除き廃止されるが、廃止される業務を具体的に明らかにした上で、廃止される業務について要員等の合理化を図るべきではないか。</p> <p>【基本方針 02】（住宅融資保険事業） ○平成 21 年 4 月の「経済危機対策」により平成 23 年度まで保険料引下げ（平成 21 年 12 月の「緊急経済対策」において、平成 22 年 12 月まで引下率上乘せ）が行われているところであり、経済対策終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、証券化支援事業と連動して実施する必要のある事業等（フラット 35 に係るつなぎ融資・パッケージ融資等に対する付保）に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。</p> ○高齢者向け住宅（医療や介護と連動した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資保険を実施する。 <p>【基本方針 03】（住宅資金貸付事業） ○現行の賃貸住宅融資について、平成 23 年度に廃止する。ただし、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。</p> ○高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底した上で、これに関連する融資を実施する。 ○まちづくり融資について、平成 21 年 4 月の「経済危機対策」による平成 23 年度末までの融資条件緩和措置が終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。 <p>【基本方針 06】（住情報提供事業） ○事業を廃止し、民間にゆだねる（当該事業には、証券化支援事業等の各事業の実施に係る情報提供は含まない。）。</p> <p>【基本方針 11】（事務所等の見直し） ○平成 22 年度中に、本部、事務所、宿舎、借上事務所等の全資産について、保有及び借上げの妥当性について検証した上で、見直し計画を早期に策定し、事務所、宿舎等の統廃合を検討する。</p>
5WG	厚生労働省	労働政策研究・研修機構	<ul style="list-style-type: none"> ・内外の労働に関する事情及び労働政策についての調査研究 ・厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他関係者への研修 	114	28	27	<p>1) 労働政策研究業務については、一層の研究内容の重点化に取り組むため、研究成果が労働政策にどのように反映されているのか調査研究の有効性を検証すべきではないか。</p> <p>2) 簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保する観点から、本部及び研究所の事務職員について、配置の見直し等による合理化の余地はないか。</p> <p>【基本方針 01】（労働政策研究、情報の収集・整理） ○労働政策研究業務については、民間企業、大学等の政策研究機関における研究との重複排除の観点から、労働政策に貢献する内容に重点化するとともに、自主研究を厳選することで、研究の効率化を図り業務を縮減する。</p>

(注 1) 常勤職員数（任期付きの常勤職員を含む。）は平成 23 年 4 月現在。

(注 2) H23 予算は当初予算ベースの 23 年度計画における支出予算の総額（他勘定への繰入れを含む。）。

(注 3) 国の財政支出は「平成 23 年度予算及び財政投融资計画の説明」（財務省主計局・理財局）による。

(注 4) 国際協力機構の有償資金協力部門については、平成 23 年度資金計画の額を計上。